

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（1件）したのでお知らせします。

記

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 41歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度 戒告

3 発令年月日 令和5年4月26日

4 処分理由

平成30年4月初旬頃から平成31年3月25日までの間に、当時勤務校児童の保護者からの徴収金により購入した副教材テスト計2,266枚について、年間指導計画に基づいて適切な時期に実施、採点及び返却を行うべきところ、同2,266枚のうち、計315枚を実施及び返却せず、また、計224枚を実施したにもかかわらず、採点及び返却せず、さらに、計257枚を実施及び採点したにもかかわらず、返却しないなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）